

環境 DNA 分析精度管理 WG 運営要領

(一社) 日本環境測定分析協会
環境 DNA 分析精度管理 WG

(目的)

第1条 この運営要領は、環境 DNA 分析における技術と精度の向上を図るとともに、その信頼性の確保を目的として、一般社団法人日本環境測定分析協会（以下「協会」という。）に設置する環境 DNA 分析精度管理 WG（以下「WG」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 WG は、環境 DNA 分析の技術向上と精度管理及び信頼性の確保のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 内部精度管理手法の検討
- (2) 外部精度管理手法の検討
- (3) ラウンドロビンテストの企画及び実施
- (4) 環境 DNA 学会等の関連機関との調整
- (5) その他環境 DNA 分析に関する諸問題の検討

- 2 前項の事業は、原則として、環境 DNA 分析を行っている法人又は団体であって、第7条に基づき入会した協会の正会員（以下「メンバー会員」という。）を対象として実施する。
- 3 協会に入会手続き中の法人又は団体については、協会の承認が完了するまでの間、メンバー会員とみなして、前項の事業に参加することができる。

(構成)

第3条 WG は、次の各号に掲げる構成員をもって組織し、構成員は協会が委嘱する。

- (1) 代表委員：メンバー会員で、かつ第7条に基づき登録された代表委員
- (2) 学識経験者：環境 DNA 分析に精通した学識経験者

- 2 WG には、必要に応じてオブザーバーを参加させることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 WG に、委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、WG 構成員の互選で選任し、代表して WG を統括するものとする。
- 3 委員長は WG を招集し、議長を務めるものとする。
- 4 副委員長は委員長が選任するものとし、委員長を補佐し業務を掌理するとともに、委員長が事故等の場合には、委員長の代理を務めるものとする。

(設置の期間)

第5条 WGの設置は2026年4月中旬から2028年3月末日までとし、その後の継続については協会の指示に従うものとする。

(開催方法)

第6条 WGの開催方式は、Web、対面、ハイブリッド又はメール審議とする。

- 2 WGの開催は年3～4回とする。
- 3 WGへの代表委員の代理出席は、同一の法人又は団体であれば可能とする。
- 4 Web及びハイブリッドによる開催の場合は、法人又は団体から複数名の参加を可能とする。

(入会)

第7条 WGへの参加を希望する協会正会員は、別に定める参加申込書をWG設置準備委員会に提出し、承認を受け、メンバー会員とならなければならない。

- 2 協会への入会手続き中の法人又は団体もWGへの入会申請を行うことができる。

(退会)

第8条 メンバー会員が退会しようとするときは、委員長に退会届を提出しなければならない。

- 2 メンバー会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) WGが解散したとき
 - (2) 協会の正会員でなくなったとき

(経費等)

第9条 WGの運営に関する経費については、代表委員への謝金及び旅費の支給はなく、メンバー会員の自己負担とする。

- 2 ラウンドロビンテストにかかる費用(試料作製費、配送料、データ整理・解析に伴う人件費、協会の事務手続きにかかる費用等)は、参加者からの参加費によって賄う。

(その他)

第10条 WGの運営に関する事項であって本運営要領に定めがない事項については、協会の定款その他の規定に従う。

附則

- 1 この運営要領は、2026年3月13日から施行する。